

吉野川市上下水道料金徴収等包括業務委託に関する公募型プロポーザル方式選定実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、吉野川市（以下「本市」という。）における、上下水道料金の徴収等包括業務について、民間の創意工夫及びノウハウを活用し、事務の効率化とお客様サービス等の向上を図るため、業務の受託を行い得る能力を有する事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続きについて定めるものとする。

2 業務名

吉野川市上下水道料金徴収等包括業務

3 委託業務の履行場所

吉野川市上下水道料金お客さまセンター

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1 吉野川市役所 東館 1 階

4 委託内容

別紙「吉野川市上下水道料金徴収等包括業務仕様書」のとおり。

5 委託期間

令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日とする。

なお、受託者へ業務を円滑に引き継ぐため、契約締結日の翌日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの期間内に別途業務引継を実施する。その業務引継に要する経費等は受託者の負担とする。

6 提案見積限度額

280,200 千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。

内 訳

令和 4 年度 14,010 千円

令和 5 年度 56,040 千円

令和 6 年度 56,040 千円

令和 7 年度 56,040 千円

令和 8 年度 56,040 千円

令和 9 年度 42,030 千円

7 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、吉野川市財務規則（平成16年規則第44号）及び契約条項に基づいて、取り扱うものとする。

8 参加資格要件

本選考への参加資格者は、本市における令和3・4年度入札参加資格者名簿に登載されている事業者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募日から契約締結の日までにおいて吉野川市建設業指名停止措置要綱（平成16年告示第66号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団もしくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (4) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていないこと。
- (6) 平成29年度以降において、本市と同等の規模以上の水道事業体において、2年以上の期間にわたって、検針業務及び料金徴収業務並びにこれに付随する業務の受託実績があること。
- (7) 前号と同等の規模以上の業務に3年以上従事した経験を有する者を業務責任者として従事させることができること。
- (8) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること、又は個人情報保護方針を定めている者であること。
- (9) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた従事者を配置できる者であること。
- (10) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (11) 単独の法人であること。

9 プロポーザル実施方法

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、「吉野川市上下水道料金徴収等包括業務委託受託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

プロポーザルに関する手続及びスケジュールについては、別表1「プロポーザルの実施事項及び日程（予定）」のとおりとする。

10 プロポーザル参加申込手続

参加を申し込む事業者は、「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」に記載されている書類を添えて、持参又は郵送（書留）にて提出期限内に提出すること。

参加申込書等は吉野川市のホームページ内からダウンロードすること。

参加資格確認の結果は、「プロポーザル参加要請書（様式第2号）」又は「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第3号）」により、事業者に通知する。

- (1) 提出期限 令和4年6月9日 午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 吉野川市水道部水道課（吉野川市役所東館1階）
- (3) 結果通知 令和4年6月15日

11 プロポーザル参加辞退

「プロポーザル参加要請書（様式第2号）」によりプロポーザルへの参加要請を受けた事業者が、後続手続への参加を辞退したいときは、遅滞なく「プロポーザル参加辞退届（様式第8号）」を持参又は郵送（書留）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年7月19日 午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 吉野川市水道部水道課（吉野川市役所東館1階）

12 業務提案書等の提出

プレゼンテーションへの参加を希望する事業者は、次のとおり業務提案書及び提案見積書（以下「業務提案書等」という。）を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年7月19日 午後5時まで（必着）
提出期限後における記載内容の変更、追加、差替えは一切認めない。
- (2) 提出場所 吉野川市水道部水道課（吉野川市役所東館1階）
- (3) 提出部数 ①業務提案書 12部
②提案見積書・内訳書 1部
- (4) 提出様式等
業務提案書：様式は任意、用紙はA4サイズ（一部A3版折り込み可）
提案見積書：委託期間（5年間）に要する費用を積算し、「提案見積書（様式第9号）」により提出すること。また、その内訳書も併せて提出すること。
- (5) 業務提案書の内容については、次の構成により作成すること。
 - ①会社概要及び財務状況
 - ②業務（受託）実績
 - ③従業員教育及び雇用に関する取組
 - ④人員体制及び業務責任者の配置
 - ⑤業務執行計画
 - ⑥窓口・受付業務に関する提案

- ⑦検針業務に関する提案
- ⑧調定・更正業務に関する提案
- ⑨料金請求・収納業務に関する提案
- ⑩水栓及び使用者等の情報入力・管理業務に関する提案
- ⑪滞納整理業務に関する提案
- ⑫統計等データ作成業務に関する提案
- ⑬下水道関連業務に関する提案
- ⑭受託準備及び引き継ぎに関する提案
- ⑮個人情報保護に関する提案
- ⑯事故・災害等の対応に関する提案
- ⑰苦情処理・対応に関する提案
- ⑱その他のことに関する提案

(6) その他

- ・業務提案書等の作成に要する費用は、参加業者の負担とし、提出された業務提案書等は返却しないものとする。
- ・提出された業務提案書等は、必要な範囲で複製を行うことがある。
- ・業務提案書等に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ・情報公開請求があった場合は、吉野川市情報公開条例（平成16年10月1日吉野川市条例第10号）に基づき、取り扱うこととする。

1.3 業務提案書等の作成に関する質問

業務提案書等の作成に関して質問があるときは、電子メールにより提出し、また、メールを送った旨を電話で連絡すること。提出期限内に質問を受け付けたときは、回答期限までに準備ができたものから順に、本市のホームページを通じて質問と回答を公開する。なお、質問者は匿名化される。

- (1) 提出期限 令和4年6月22日 午後5時まで（必着）
- (2) メールアドレス suidou@yoshinogawa.i-tokushima.jp
- (3) 回答期限 令和4年6月29日

1.4 プレゼンテーションの実施

- (1) 業務提案書等を提出した事業者には、プレゼンテーションの実施日時及び場所を、「プレゼンテーション参加要請書（様式第4号）」により通知する。この通知を受けた事業者は、速やかに「プレゼンテーション出席者報告書（様式第5号）」を提出すること。
- (2) 各参加事業者のプレゼンテーションの持ち時間は60分以内とし、概要説明を40分程度、質疑応答を20分程度とする。

- (3) プレゼンテーションに必要な機器類は、参加事業者で準備すること。
- (4) プレゼンテーションの実施順番は、業務提案書等の受付順とする。
- (5) プレゼンテーションには、業務提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。
- (6) 参加事業者が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションによる審査は実施する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、Web会議システム（Zoom）を利用したリモート形式のプレゼンテーションに変更する場合がある。その場合に必要なWeb会議システム（Zoom）に対応した環境整備及びプレゼンテーションに必要な機材等は参加者が準備すること。

1.5 プロポーザルの審査方法及び受託候補者の選定

委員会は、別途定める「吉野川市上下水道料金徴収等包括業務委託に関する公募型プロポーザル選定基準」に基づいて参加事業者ごとに評価及び採点を行い、総合評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

1.6 結果の通知及び公表

委員会の審査の結果は、受託候補者に選定された参加事業者には、「受託候補者通知書（様式第6号）」を、受託候補者に選定されなかった参加事業者には「選定結果通知書（様式第7号）」により通知する。併せて、吉野川市のホームページを通じて公表する。

審査の結果、受託候補者に選定されなかった参加事業者は、「選定結果通知書（様式第7号）」発送日から7日以内（休日を含まない。）に限り、書面にて選考結果について説明を求めることができる。ただし、当該参加事業者の総合評価点の合計点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明等は行わない。また、審査結果に対する異議申立て及び審査に関する資料開示については、一切受け付けない。

1.7 契約

受託候補者の決定後、速やかに受託候補者と委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、契約を締結する。

本市と受託候補者の協議が不調となり契約締結に至らない事態となった場合には、選定において評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うことができるものとする。

1.8 プロポーザルに関する瑕疵

このプロポーザルにおいて、参加資格、提出書類、提出方法等に瑕疵があることが判明したときは、委員会で審査を行い、後続手続の中止等を含めて対応を決定する。また、必要に応じて参加資格者に対して聞き取り等を実施する。

なお、判明した瑕疵が重大又は悪質なものであり、プロポーザルの公平性又は公正性を著しく損なうと認められる場合は、このプロポーザルに関する決定事項を取り消す場合がある。

19 失格条件

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、著しく信義に反する行為等により委員会が失格と認めた場合

20 その他

事故、不正な行為、または水道課の事情等で委員会が認める場合は、本選考を中止又は実施スケジュールの変更をすることができるものとする。

21 お問い合わせ先

吉野川市水道部水道課（岩倉、稲垣）

住 所 〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島1 1 5 番地1 吉野川市役所 東館1階

電 話 0883-22-2259

F A X 0883-22-2254

電子メール suidou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

別表 1

プロポーザルの実施事項及び日程（予定）

	実施事項	日程
1	実施要領の公告（公表）	令和4年5月20日
2	プロポーザル参加申込書の受付	令和4年5月23日から 令和4年6月9日まで
3	参加資格確認結果の通知	令和4年6月15日
4	業務提案書等の作成に関する質問書の提出期限	令和4年6月22日
5	業務提案書等の作成に関する質問書への回答日	令和4年6月29日
6	業務提案書及び提案見積書の提出期限	令和4年7月19日
7	プレゼンテーション参加要請書	令和4年7月下旬
8	プレゼンテーションの実施（委員会による審査、選定）	令和4年8月上旬
9	受託候補者の選定結果通知	令和4年8月中旬
10	受託候補者との契約内容に関する協議	令和4年8月中旬から
11	契約の締結	協議終了後
12	業務引継期間	契約日から 令和4年12月31日まで
13	委託契約に基づく業務開始	令和5年1月1日

※留意事項

この日程は、公募日現在における予定であり、やむを得ず変更する場合がある。その場合は、各通知書に記載する日時とする。

各種書類等の提出受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。